

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長  
徳 永 保

(印影印刷)

平成18年度科学研究費補助金の交付内定  
(文部科学省交付分 特別研究促進費(年複数回応募の試行))について(通知)

文部科学省が交付を行う平成18年度の科学研究費補助金については、別紙1の日程により交付内定・交付決定を行います。このたび一部審査を終了し、別添「平成18年度科学研究費補助金交付内定一覧(文部科学省交付分 特別研究促進費(年複数回応募の試行))」(以下、「内定一覧」という。)のとおり交付内定をいたしましたので通知します。また、交付内定に係る応募研究課題について、今回交付内定をしなかったものは、不採択となりましたので、併せて通知します。

ついては、内定一覧について、各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより交付を希望する場合には、別紙4の内容を確認の上、下記Iの提出書類を別紙2の方法により取りまとめ、文部科学省研究振興局学術研究助成課に提出期限までに提出してください。(平成18年度から別紙3のとおり変更が行われましたので、ご注意ください。)

また、内定通知受領後直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、各研究代表者に周知願います(必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください)。

なお、交付申請書(様式A-2)に含まれる個人情報(科学研究費補助金の交付等業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。))する他、「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供するとともに、国立情報学研究所のデータベースに収録し公開する予定です。

記

I 提出書類及び提出期限

提出書類	作成者	提出部数	提出期限
(1)必ず提出する書類			
・交付申請書の提出書(様式A-1)	研究機関	2部(正・副)	8月4日(金)
・交付申請書(様式A-2)	研究代表者	2部(正・副)	
・交付請求書(表紙)(様式A-3)	研究機関	1部	
・交付請求書(様式A-4-1)	研究代表者	1部	
(2)必要に応じ提出する書類			
・科学研究費補助金振込銀行口座届(様式A-5) ・交付申請の辞退届等(表紙)(様式A-6) ・交付申請の辞退届(様式A-7) ・研究代表者の転出報告書(様式A-8) ・交付内定後の研究代表者交替願(様式A-9) ・育児休業等に伴う交付申請留保届(様式A-10) ・間接経費の辞退届(様式A-11)	研究機関	各1部	8月4日(金)

(注)各様式については、科学研究費補助金ホームページ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/main5\\_a5.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm))からダウンロードして作成すること。

また、上記ホームページにて「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト(研究機関用)」を掲載しているので活用すること。

II 提出先

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省研究振興局学術研究助成課

TEL 03-5253-4111(代表)、FAX 03-6734-4093

担当:科学研究費第三係(内線4094)・・・特別研究促進費(年複数回応募の試行)

(添付書類)

別添「平成18年度科学研究費補助金交付内定一覧(文部科学省交付分 特別研究促進費(年複数回応募の試行))」

別紙1「平成18年度科学研究費補助金の交付内定・交付決定の日程(予定)」

別紙2「交付申請書等の取りまとめ方法」

別紙3「平成18年度科学研究費補助金の変更事項」

別紙4「平成18年度科学研究費補助金について各研究機関が行うべき事務等」

平成 18 年度科学研究費補助金の交付内定・交付決定の日程（予定）  
（文部科学省交付分）

1. 「特別推進研究」、「特定領域研究」、「萌芽研究」、「若手研究」及び「特別研究促進費」

区 分		第 1 回交付内定 (4 月 1 日)	第 2 回交付内定 (4 月 14 日)	第 3 回交付内定 (6 月 8 日)	第 4 回交付内定 (7 月 7 日)
特別 推進 研究	新規			○	
	継続（増額応募有）	○			
	継続（増額応募無）	○			
特定 領域 研究	新規の研究領域				○
	継続の研究領域	○			
萌芽研究（新規・継続）			○		
若手研究（新規・継続）			○		
特別研究促進費（継続）		○			
交付決定の時期		5 月 19 日	6 月 16 日	7 月下旬	8 月下旬
補助金送金の時期		交付決定の概ね 1 週間後			

2. 「特別研究促進費（新規：年複数回応募の試行）」

交付内定の時期	7 月 14 日
交付決定の時期	8 月下旬
補助金送金の時期	交付決定の概ね 1 週間後

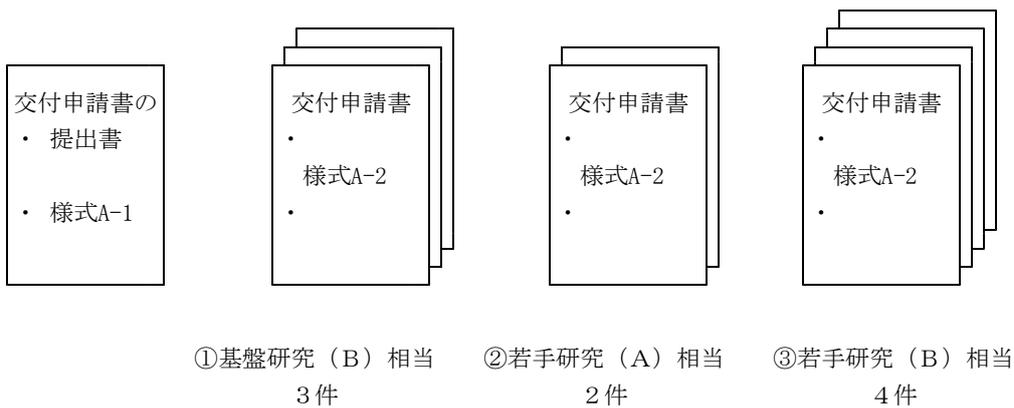
## 交付申請書等の取りまとめ方法

(例) ①基盤研究 (B) 相当 3件、②若手研究 (A) 相当 2件、③若手研究 (B) 相当 4件

### 1. 交付申請書 (様式A-2)

科学研究費補助金ホームページに掲載している「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト (研究機関用)」により内容を確認の上、取りまとめを行うこと。

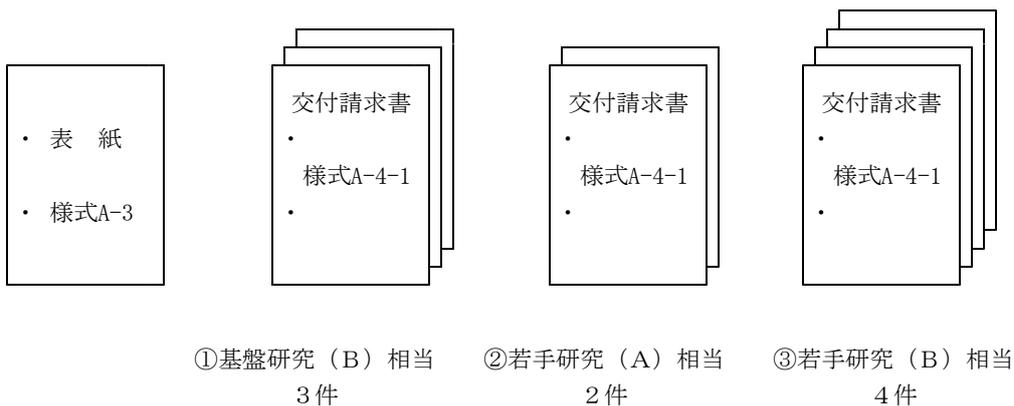
- (1) 正・副に仕分けする。
- (2) 各研究種目ごとに「内定一覧」記載の順に整理する。
- (3) 分担金を配分する研究課題については、様式A-2〔作成上の注意〕「【注意事項】⑥カ」により、当該研究課題の交付申請書の後に必要な書類を添付すること。
- (4) 交付申請書の提出書 (様式A-1) に記載する研究種目の順に重ねる。
- (5) 交付申請書の提出書 (様式A-1) を付け、全種目一括して綴りひもでとじる。
- (6) 一冊で全種目をとじることができない場合は、分冊にして差し支えない。  
その場合、分冊にも表紙を付けること。



### 2. 交付請求書 (様式A-4-1)

科学研究費補助金ホームページに掲載している「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト (研究機関用)」により内容を確認の上、取りまとめを行うこと。

- (1) 表紙 (様式A-3) に記載する研究種目の順に重ねる。
- (2) 表紙 (様式A-3) を付け、全種目一括して綴りひもでとじる。
- (3) 一冊で全種目をとじることができない場合は、分冊にして差し支えない。  
その場合、分冊にも表紙を付けること。



## 平成18年度科学研究費補助金の変更事項

## 1 第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費の構成の変更

「特別研究員奨励費」については、応募・審査業務を日本学術振興会が担当し、交付業務を文部科学省が担当する第2種科研費に分類していましたが、今年度から「特別研究員奨励費」の交付業務を日本学術振興会に移管し、第3種科研費に分類します。

また、平成18年度より新たに「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」、「若手研究（スタートアップ）」の公募を行い、それぞれ文部科学省又は日本学術振興会が応募・審査・交付業務を担当します。

研究種目	応募・審査	交付
第1種科研費 特別推進研究 特定領域研究 特別研究促進費 特別研究促進費 (年複数回応募の試行)	文部科学省	文部科学省
第2種科研費 萌芽研究 若手研究 A・B	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費 基盤研究 若手研究(スタートアップ) 特別研究員奨励費 学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

## 2 競争的資金制度における申請資格の制限について

平成17年9月、競争的研究資金に関する関係府省連絡会により、「競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」の申し合わせがなされたことを受け、他府省も含め、競争的資金制度のいずれかにおいて研究費の不正な使用等を行った研究者については、科学研究費補助金の申請資格を制限することとしました。

## 参考1：科学研究費補助金取扱規程（抄）

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 1～5（略）

- 6 第1項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた研究者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

## 参考2：科学研究費補助金取扱規程第3条第6項の特定給付金等を定める件

（特定給付金）

第1条 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号。以下「規程」という。）第3条第6項の規定による特定給付金のうち、文部科学省又は文部科学省の所管する独立行政法人が交付するものは、次に掲げる事業等により交付される給付金（以下「文部科学省関係給付金」という。）とする。

- (1) 規程第3条第2項に係る科学研究費補助金を財源として独立行政法人日本学術振興会が行う事業
- (2) 戦略的創造研究推進事業
- (3) 科学技術振興調整費
- (4) 先端計測分析技術・機器開発事業
- (5) 革新技術開発研究事業
- (6) 独創的シーズ展開事業
- (7) 研究拠点形成費等補助金（21世紀COEプログラム）
- (8) 地球観測システム構築推進プラン
- (9) 原子力システム研究開発事業
- (10) 重点地域研究開発推進プログラム

- (11) 地域結集型研究開発プログラム等
  - (12) キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT)
  - (13) 産学共同シーズイノベーション化事業
- 2 規程第3条第6項の規定による特定給付金のうち、文部科学省関係給付金以外のものは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。
- (1) 食品健康影響評価技術研究
  - (2) 沖縄産学官共同研究の推進
  - (3) 戦略的情報通信研究開発推進制度
  - (4) 先進技術型研究開発助成金制度
  - (5) 民間基盤技術研究促進制度
  - (6) 消防防災科学技術研究推進制度
  - (7) 厚生労働科学研究費補助金
  - (8) 保健医療分野における基礎研究推進事業
  - (9) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
  - (10) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
  - (11) 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
  - (12) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
  - (13) 産業技術研究助成事業
  - (14) 大学発事業創出実用化研究開発事業
  - (15) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
  - (16) 地域新生コンソーシアム研究開発事業
  - (17) 革新的実用原子力技術開発事業
  - (18) 運輸分野における基礎的研究推進制度
  - (19) 建設技術研究開発助成制度
  - (20) 環境技術開発等推進費
  - (21) 廃棄物処理等科学研究費補助金
  - (22) 地球環境研究総合推進費
  - (23) 地球温暖化対策技術開発事業

第2条 (略)

附則 (略)

附則

- 1 この決定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の決定(以下「旧決定」という。)第1条、第2条及び旧決定附則第2項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

# 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成18年度）

〔対象：特別推進研究、特定領域研究、萌芽研究、若手研究（A）、若手研究（B）、特別研究促進費〕

## 1 申請資格の確認

1-1 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者が、交付申請の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。

- ①特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費  
文部科学省の「平成18年度科学研究費補助金（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）公募要領」
- ②萌芽研究、若手研究（A）、若手研究（B）  
独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の「平成18年度科学研究費補助金（基盤研究、萌芽研究、若手研究）公募要領」
- ③特別研究促進費  
文部科学省の「平成18年度科学研究費補助金（特別研究促進費（年複数回応募の試行））公募要領」

1-2 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者が、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる者でないことを確認すること。

1-3 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金の交付を受ける年度において、文部科学省から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。

## 2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、研究機関が次の事務を行うことを定めること。

- 2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。
- 2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。
- 2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。
- 2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

## 3 研究機関が行う事務の内容

補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。

### (1) 直接経費の管理

#### 【使用の開始】

3-1 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、

必要な事務を迅速に行うこと。

(新規の研究課題については内定通知受領後直ちに、また、継続の研究課題(「特定領域研究」の研究領域の設定時において、予め研究期間開始年度の翌年度から実施することとされていた研究課題を含む。)については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。)

#### 【保管】

3-2 直接経費は、適切な名義者の銀行口座に預金する等により、適正に保管すること。

#### 【支出の期限】

3-3 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限(平成19年4月25日)までに行うこと。

#### 【費目別の収支管理】

3-4 直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」を用いて、費目(物品費、旅費、謝金等、その他)ごとに行うこと。

(注) 物品費 物品を購入するための経費

旅費 研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の海外・国内出張(資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)

謝金等 研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費(雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること)

その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限り)、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用))

#### 【使用の制限】

3-5 直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。)
- ② 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

#### 【合算使用の制限】

3-6 次の場合を除き、他の経費と合算して使用しないこと。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 独立性のある物品を購入する場合において、同時に購入する当該物品の附属品(補助事業の遂行に必要なもの)の購入経費として直接経費を使用する場合
- ③ 直接経費の未使用額が1万円未満となった場合において、これに他の経費を加えて補助事業のために使用する場合

## (2) 補助金に係る諸手続

#### 【応募・交付申請に係る手続】

3-7 次の手続を行うこと。

- ① 公募要領の内容の周知
- ② 応募書類の取りまとめ及び文部科学省又は日本学術振興会への提出
- ③ 文部科学省からの交付内定通知の受理及び研究者への通知
- ④ 交付申請書類の取りまとめ及び文部科学省への提出
- ⑤ 文部科学省からの交付決定通知書の受理及び研究者への伝達

## ⑥文部科学省から送金される補助金の受領

### 【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

#### 3-8 次の手続を行うこと。

##### ①翌年度における直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-1「繰越承認要求額の算定根拠」、様式C-2「繰越しを必要とする理由書」及び様式C-3「研究計画行程表」をとりまとめ、様式B-2「繰越承認要求一覧」を付して、平成19年3月2日までに申請を行うこと。

##### ②直接経費の使用内訳の変更

研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付された直接経費の総額の30%（この額が300万円に満たない場合は、300万円）を限度として変更できるため、各費目ごとの使用状況及び直接経費全体の使用状況を常に把握すること。

研究代表者が、上記の限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-4「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

##### ③補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

研究代表者が一人で行う補助事業において、当該研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により文部科学大臣に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。

##### ④所属する研究機関の変更

研究代表者又は分担金の配分を受けている研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、直接経費に残額がある場合に、当該研究代表者又は当該研究分担者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の研究代表者である場合に、当該研究代表者が作成する様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

##### ⑤研究代表者の応募資格の喪失

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）に、「3-8③」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。

応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合に、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究代表者が欠けた場合であって、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合に、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

## ⑥研究代表者の交替

研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合（補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。）に、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

## ⑦研究分担者の応募資格の喪失

研究分担者が、研究分担者としての応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、研究代表者が作成する様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

## ⑧研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合（補助金の交付を受ける年度において、研究分担者が、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）に、当該研究代表者が作成する様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、当該研究代表者が、様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管することとされているので、必要に応じ事務的な援助を行うこと。

## ⑨育児休業等による中断

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合であって、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を受けることを希望する場合に、育児休業等を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

## ⑩計画外の分担金配分

直接経費を研究分担者に配分しない計画として交付申請が行われた補助事業に関し、研究分担者に分担金を配分しなければ当該補助事業の遂行について極めて大きな支障が生じることが明らかになったために、研究代表者が研究分担者への分担金の配分を希望する場合に、当該研究代表者が作成する様式C-14「分担金配分承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

### 【実績報告に係る手続】

#### 3-9 次の手続を行うこと。

##### ①実績報告書の提出

各補助事業について、その完了又は廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学省に提出すること。

##### ②翌年度における補助金の使用を行った場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度において補助金の使用が行われた場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-

17 「実績報告書（収支決算報告書（2）」）を文部科学省に提出すること。

**【研究成果報告に係る手続】**

3-10 次の手続を行うこと。

① 「特別推進研究」及び「特別研究促進費」に係る研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」（様式B-6「研究成果報告書提出一覧」を添付する）を文部科学省に、それぞれ研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者は様式C-21「研究経過報告書」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに（原則として1年以内。）、上記報告書等をそれぞれ国立国会図書館関西館又は文部科学省に提出することとされているので、これに関する事務を行うこと。

研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）こととされているので、これに関する事務を行うこと。

② 「特定領域研究」に係る研究成果報告書等の提出

領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また計画研究に係る様式C-19「研究成果報告書概要」、様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」及び様式C-22「研究成果報告書提出届」の各様式を文部科学大臣に、それぞれ提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等をそれぞれ国立国会図書館関西館又は文部科学省に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

③ 研究成果発表の報告

研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、文部科学大臣に報告しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

**(3) 設備等に係る事務等**

**【寄付の受入】**

3-11 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が寄付の延期について文部科学大臣の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に）当該研究代表者又は研究分担者が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないこととされているので、これを受け入れて適切に管理すること。

**【寄付延期に係る手続】**

3-12 研究代表者又は研究分担者が直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに所属する研究機関に寄付することにより、研究上の支障が生じる場合であつて、当該研究代表者又は研究分担者が寄付の延期を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るための手続を行うこと。

**【所属機関変更時の設備等の返還】**

3-13 設備等の寄付を行った研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究代表者又は研究分担者に返還すること。

**【利子の譲渡の受入】**

3-14 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされているので、これが譲渡される場合に、これを受け入れること。

**【収入の返還】**

3-15 実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合に、これを文部科学大臣に返還すること。

**(4) 間接経費に係る事務（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）**

**【譲渡の受入】**

3-16 研究代表者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされているので、これを受け入れること。

**【使用の期限】**

3-17 間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用すること。

**【使途】**

3-18 間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものであり、別添1「間接経費の主な使途の例示」を参考として、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用すること。(特許出願費用など研究成果の権利化等に係る経費(弁理士費用、審査請求費用、維持費用等を含む)、研究代表者・研究分担者の人件費として使用することも、禁じられていない。)

**【間接経費執行実績報告書の提出】**

3-19 研究機関における毎年度の間接経費使用実績を、翌年度の6月30日までに、様式B-7「間接経費執行実績報告書」により、文部科学省に報告すること。

**【所属機関変更時等の間接経費の返還】**

3-20 間接経費の譲渡を行った研究代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合又は他の研究機関の研究分担者に研究代表者を交替することとなる場合であって、直接経費の残額がある場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者に返還すること。

間接経費の返還に当たっては、当該研究代表者が新たに所属することとなる研究機関(研究代表者を交替する場合にあつては、新たに研究代表者となる者が所属する研究機関)に対して、その額を通知するとともに、当該研究代表者に返還する間接経費を送金すること。

**【間接経費を受け入れていた研究機関から受け入れない研究機関への異動】**

3-21 間接経費を受け入れていた研究機関に所属していた研究代表者が、これを受け入れない研究機関に所属することとなる場合に、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還すること。間接経費を受け入れていた研究機関に所属する研究代表者が、これを受け入れない研究機関の研究分担者に研究代表者を交替する場合も、同様とする。(事務を行うのは、間接経費を受け入れていた研究機関。)

**【間接経費を受け入れない研究機関から受け入れる研究機関への異動】**

3-22 間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究代表者が、これを受け入れる研究機関に所属することとなる場合であって、新たに間接経費の交付を受けようとする場合に、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大

臣の承認を得ること。間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者が、これを受け入れる研究機関の研究分担者に研究代表者を交替した場合も、同様とする。(事務を行うのは、新たに間接経費を受け入れようとする研究機関。)

#### 4 適正な使用の確保

##### 【研修会・説明会の開催】

4-1 補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること。

##### 【無作為抽出による内部監査の実施】

4-2 毎年無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上が望ましい）について、監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

##### 【不正な使用に係る調査の実施】

4-3 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省に報告すること。

#### 5 生命倫理・安全対策等の遵守に係る事務

研究代表者又は研究分担者が、社会的コンセンサスが必要とされている研究、生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく文部科学大臣への届出等に関する事務を行うこと。

#### 6 関係書類の整理・保管

次の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。

- ①文部科学省及び日本学術振興会に提出した書類の写
- ②文部科学省から送付された書類
- ③補助金の使用に関する書類
  - 1) 直接経費
    - ア 収支簿
    - イ 預貯金通帳等
    - ウ 直接経費が適切に使用されたことを証明する書類  
(領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など)
  - 2) 間接経費
    - ア 各研究代表者からの間接経費の譲渡を記録した書類
    - イ 各研究代表者への間接経費の返還を記録した書類

## 間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

## ○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費  
など

## ○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費  
など

## ○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費  
など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

〔 出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針  
(平成17年3月23日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ) 〕